

市県民税・国民健康保険税の 申告受付相談

平成29年度の市県民税および国民健康保険税の申告受付と申告相談を行います。

退職して年末調整をしていない人や、年金を受給されている人で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを追加される人は、期間内に申告してください。

※下表のとおり地区ごとに相談日を指定していますが、該当する地区の指定日以外の日でも申告することができます。必ず3月15日(水)までに申告してください。

相談日	相談地区	
	8時30分～12時15分	13時～17時
2/16 木	下伊田、魚町	糸飛、川端町、番田町、伊田町
2/17 金	東町、桐ヶ丘	寿町、鉄砲町、蛸が丘
2/20 月	城山町、白鳥町、中央団地4区、南白鳥町	伊加利
2/21 火	上伊田西、中央団地1区	古賀町、城山団地、芳ヶ谷
2/22 水	三井鎮西、三井平原、中央団地2区	上伊田東、中央団地3区
2/23 木	夏吉	吉田、西ヶ浦市住、泉ヶ丘、夏吉2区
2/24 金	楠	桜ヶ丘、日吉町市住
2/27 月	夏吉緑ヶ丘、昭和団地、岩屋、日吉町	田川団地、立見、御祓
2/28 火	猪位金1区、猪位金6区、長尾	平和団地、猪位金5区、清美町
3/1 水	猪位金4区、位登団地	猪位金2区、猪位金3区、猪位金7区
3/2 木	新川宮、粉井、新野上団地、江田	下弓削田
3/3 金	川宮	見立、野上、角銅原
3/6 月	奈良	上弓削田、下見立、文字山団地
3/7 火	新町、高住町、中央町、ひかりヶ丘	三井伊田
3/8 水	三井大藪、日の出町	栄町、新生町、千代町
3/9 木	後藤寺東団地	平岡、上本町、大浦町、西平松町、清水町
3/10 金	桜町、本町	丸山町、後藤寺西団地、西本町、大浦朝日ヶ丘、新大浦町
3/13 月	平松町、宮尾町、大黒町	大浦団地、会社町、春日町、大浦市住、三井本部西
3/14 火	星美台、向陽台	松原2区
3/15 水	松原1区	あさひ台県住、松原3区

■ 期間
2月16日(木)～3月15日(水)
※土日を除く。

■ 受付時間
8時30分～12時15分
13時～17時

■ 受付会場
田川市役所1階「大会議室」

※期間中は駐車場が混雑します。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

申告に必要なもの

〔共通〕
○印鑑、マイナンバーカードなどの本人確認書類(確定申告時には、その写し)
○事業(営業)などを行っている人
○収入支出のわかる帳簿領収書類
○収入を控除している人
○収入支出のわかる帳簿領収書類(営農通帳・農協の購買品明細書など)、大型農機具を購入した場合の領収書、リースセンター・カントリーエレベーターの利用料のわかるもの、小作料の領収書、収入経費管理表など)
○給与収入(アルバイトなど含む)のある人
○源泉徴収票または給与支払証明書
○年金収入のある人
○公的年金などの源泉徴収票、遺

族年金・障害年金の年金証書
○その他(該当する人のみ)
○所得控除に必要な書類
生命保険料・地震保険料の支払証明書、国民年金などの支払証明書または領収書、医療費の領収書、身体障害者手帳など
※社会保険料控除を受けるには、その保険料の支払いを証明する書類が必要です。
※医療費控除を受ける人は、領収書の合計額を計算して持参してください。また、高額医療や生命保険などの補填があるときは、補填額がわかる書類を持参してください。
※障害者控除で、市から障害者控除対象者の認定を受けている人は、認定書を持参してください。
※e-Taxの利用者識別番号を持つている人は、番号の分かる書類を持参してください。

〔注意事項〕
●申告する必要があると思われる人には、2月上旬に申告の案内がききを送付します。
●この申告は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの1年間の収入を申告するものです。確定申告書を税務署に提出した人は市県民税の申告をする必要はありません。
●国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告してください。所得金額が一定以下ときは、国民健康保険税が軽減される場合があります。※申告がない場合は軽減されません。
●申告受付の際には、時間に余裕をもって来場してください。
●税務署から確定申告関係書類が届いた場合は、「可能な限り」たがわ情報センター」で申告してください。

point 本人確認書類(マイナンバーカード)について

平成28年分以降の申告には、マイナンバーの記載と申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードを持っていない人は、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票と身分証明書で代用できます。代理人が申告する場合は、申告者のマイナンバーカードまたは通知カードと代理人の身分証明書が必要です。また、扶養親族などがある場合もマイナンバーの記載が必要なので、扶養親族などのマイナンバーカードまたは通知カードが必要です。

point ホームページを利用

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、画面の案内に沿って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが、自宅で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送などにより提出できるので、税務署に出かける必要がなく、大変便利です。また、「確定申告書作成コーナー」から、そのままe-Taxで送信することもできます。

詳しくは国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

point 医療費控除を申請する人へ

医療費の確認のため領収書などの持参をお願いしていますが、計算をしていない人が多く、結果として待ち時間の増加を招く事態になっています。この混雑を解消するため、以下の「医療費の明細書」により、必ず事前に計算した上で持参してください。ご理解とご協力をお願いします。

※医療費控除とは、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費を控除するものです。控除額の算出は以下のとおりです。

$$\text{医療費控除額} = \text{【医療費の合計】} - \text{【保険金などで補填される額】} - \text{【総所得金額などの5\%か10万円のどちらか少ない額】}$$

※ただし、控除額は200万円を限度とします。

医療費の計算の仕方 ※領収日を確認してください。(平成28年1月1日から平成28年12月31日までのもの)
※領収書を人ごとに分け(A子・B子)、次に外来と入院に分けて計算してください。

記入例

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			外来・入院	支払った医療費	
田川 A子	妻	〇〇病院ほか	外来	50,000円	300,000円
田川 B子	子	〇〇病院・△△薬局	外来	50,000円	
田川 B子	子	□□病院	入院	500,000円	
合計				600,000円	300,000円

平成28年分 医療費の明細書

住所
氏名

※この明細書は申告書と一緒に提出してください。

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			外来・入院	支払った医療費	
合計					